

介護保険法及び障害者総合支援法等に基づくヘルパー事業所の指定取消処分 及び認定取消

1. 事業所の概要

- ・事業所名 とんぼ
- ・サービス種別 (1)訪問介護（介護保険法）
(2)居宅介護、重度訪問介護、同行援護
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」と言う。))
(3)移動支援（神戸市移動支援事業実施要綱）
- ・所在地 垂水区名谷町1494-2 エクセルハイツB棟204号
- ・運営法人 特定非営利活動法人 とんぼの家
(理事長 柳本 末廣)
(所在地：事業所所在地と同じ)
- ・事業開始年月日 平成23年2月1日（訪問介護）
平成22年7月1日（居宅介護，重度訪問介護，移動支援）
平成23年10月1日（同行援護）

2. 内容

- (1)、(2)指定の取消し処分
- (3)認定の取消し

3. 通知年月日

令和3年3月29日（月曜）

4. 効力発生年月日

令和3年4月28日（水曜）

5. これまでの経緯

- ・平成30年2月15日 介護保険法等に基づく監査を実施
- ・平成30年2月～令和3年2月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・令和3年3月17日 行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 取消を行う理由

- (1)訪問介護、居宅介護
 - ・利用者に対して同居している従業員以外の従業員はサービス提供を行っていないに

もかかわらず、サービス提供実績のない従業員をサービス提供記録等に記載し、不正に報酬を請求した。

- ・ 従業員が、同居している利用者に対して行ったサービスを訪問介護等として不正に報酬を請求した。

訪問介護：平成27年2月から平成30年6月に計1,261件

居宅介護：平成26年3月から平成27年1月に計556件

(2) 重度訪問介護、同行援護

当該事業所は、指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業を一体的に運営しているところ、指定居宅介護事業において不正に報酬を請求した。

(3) 移動支援

利用者に対して同居している従業員以外の従業員はサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供実績のない従業員をサービス提供実績記録票に記載し、不正に報酬を請求した。平成26年3月から平成30年6月に計1,104件

7. 根拠法令

(1) 訪問介護、居宅介護

介護保険法第77条第1項第六号，障害者総合支援法第50条第1項第五号

(2) 重度訪問介護、同行援護

障害者総合支援法第50条第1項第九号

(3) 移動支援

神戸市移動支援事業実施要綱第26条第1項第三号

8. 事業者に対する経済上の措置

不正請求により受領した介護給付費及び移動支援費に障害者総合支援法に基づく加算額を加えた約686万円（総額1,543万円の内、時効（2年）未経過分相当）の返還を求める。